

第2回 人権施策推進会議議事録

開催日時 令和7年10月2日(木) 9時30分から 11時30分まで

開催場所 横須賀市 消防庁舎3階 消防第2・3会議室

出席者

【委員】池田澄子、君島富美江、角井駿輔、中丸妙子
西村 淳、早坂公幸（敬称略、50音順）

【欠席者】高田伸典

【傍聴者】0名

【説明員】こども家庭支援課 椿課長、野村課長補佐、増田課長補佐、吉野係長

【事務局】市長室 倉林室長

人権・ダイバーシティ推進課 杉山課長、岩崎係長、左近、桐ヶ谷

委員 7名中 6名が出席

1 開会

- ・市長室長挨拶
- ・事務局職員紹介

2 議題

担当課からの事業説明

- ・困難な家庭環境にある子どもへの支援について
- ・事業評価シートについて

※資料訂正、SNS相談は月曜から土曜日、時間は朝の9時から21時。

委員

- ・相談訪問事業について、現代では親が働いているケースが多く、子どもを直接見ていない時間が長い。そのような子どもと関わる大人は主に保育士や教職員になると思われる。
- ・保育園や学校などで子どもや保育士、教職員へ聞き取りを行うようなことはあるのか。
- ・地域では公園で遊んでいる子どもが少なくなり、町内行事を行っても親が連れてこないことが多くなっている。

こども家庭支援課

- ・園や学校への訪問は当課では実施していない。
- ・子どもの悩みを聞くことは重要であるが、保護者へのアプローチという観点としては、保育園や学校への訪問は難しいと考えている。
- ・子どもの声を直接聞くことや現場との連携強化の必要性は認識しており、今後の検討課題である。

委員

- ・家庭訪問であれば保護者に会うことができることもあるが、拒否されるケースもあると思う。その一方で、保護者不在の環境では、保育士や教員が子どもの様子に気付くことができる立場にある。
- ・現場で子どもの声を直接聞き取ることは非常に重要であると考える。特に小学生以下であれば、保護者よりも保育士や教員が子どもをよく見ている場合もある。
- ・教職員自身も悩みがあるので、気付いた点をアウトローチして共有できること良いと考える。

こども家庭支援課

- ・要保護児童対策地域協議会（要対協）の担当として、2か月に一度学校とネットワーク会議の分科会で教育委員会と協議している。要対協に登録された児童は定期的に状況確認し、教育委員会職員と教員間で情報共有を実施している。必要に応じて、小・中学校校長や教頭、場合により担任に直接連絡を取り、詳細な情報収集を図っている。
- ・保育園、幼稚園については、子ども自身からの発信が難しいため、保育士や幼稚園教諭に気になる点があれば報告してもらう体制としている。ネットワーク会議には横須賀市保育会、横須賀市私立幼稚園・認定こども園協会の関係者も参加しており、現場での気付きについては要対協に連絡するよう周知している。

委員長

- ・今の話はこども家庭支援課の施策に沿ったものだが、委員からは訪問実態

についてのご指摘であった。おそらく保育所は「地域子ども・子育て支援事業」の「利用者支援事業」として相談対応を行っており、学校においてはスクールソーシャルワーカーが相談に応じている。

- ・本日は関係する担当課が出席していないため詳しい回答は難しいと思う。
委員の問題意識について一定の施策は行われていると思う。次回、担当課より資料を提出いただき議論することとしたい。

委員

- ・学校や保育所への訪問も実施してほしい。
- ・家庭訪問をしても保護者が働きに出ていて、不在の場合が多いと思う。

委員長

- ・訪問支援や相談員の派遣は実施されている可能性があるため、次回の会議で担当課から資料を提供いただくこととしたい。

委員

- ・以前民生委員の主任児童委員を務めた際、子どもの遊び場づくりに取り組んだ。
- ・今回の資料を拝見し、当時よりも子どもに関わる取組みがより充実している、大変すばらしいと感じている。
- ・子育てホットラインは令和6年の実績で1,549件、1日当たり4件程度の相談が寄せられているとあるが、相談は子ども本人からも受け付けているのか。

こども家庭支援課

- ・子育てホットラインは保護者からの相談になる。

委員

- ・多様な相談があるということか。
- ・何度も同じ人が相談するかもしれないが、相談者は前向きになれるのか。

こども家庭支援課

- ・様々なケースの相談が寄せられており、主に傾聴を心がけているが、相談者が悩みを吐き出すことで心情が落ち着く場合が多い。
- ・相談員が一緒に悩みを共有し、必要に応じて適切な相談先を案内している。
- ・匿名なので継続相談は難しいが、必要な場合には継続的に相談できる取組みや窓口についても紹介している。
- ・中には緊急性の高い、切迫した相談内容も含まれていることもある。

委員

- ・自分たちが子育てをしていた時代と比べ、周囲に頼れない核家族化が進んでおり、親が子どもと二人きりで向き合うことで大きなストレスを抱え、

時には涙することもあると思う。

- ・その点でこのような事業はとても良い。相談員が少ないとあるがこのような事業を充実させていただきたいと思う。

こども家庭支援課

- ・相談のできる相手がいないことは子育て家庭への大きな負担となっている。
- ・近年は出産年齢の高齢化に伴い、親世代も高齢となっており、これまで祖父母から受けたことができたサポートが得られない場合も多い。この点も課題であると認識している。

委員

- ・子育てのあり方は我々の世代とは異なってきており、従来の助言が現代の家庭には当てはまらず難しいことも多いと感じる。

委員長

- ・子ども自身からの声をどう聞くかが重要である。
- ・子どもの権利条約における子どもの意見表明権にも観点があるが、子育て支援員が子どもの声を実際にどのように聴いているのか。また、児童相談所業務でも子どもの意見を聴くことが記載されているが、地域子育て支援の現場ではどのように実施されているのか伺いたい。

こども家庭支援課

- ・当課のこども青少年相談は子どもからの相談も受けている。また、県内の児童相談所を設置している5自治体と合同でSNS相談も行っている。
- ・子どもからの相談は年間で100件弱あり、一定程度の支援が実現できていると考えている。
- ・市の施策への子どもの意見反映については、現在も研究段階であるが、こども未来プランの策定時に子どもへのアンケート等、子どもの声を聴取する取組みを実施した。
- ・福祉こども部所管の児童福祉審議会に子どもの委員を加える方針も検討されており、こうした場で子どもの意見を市の施策に生かす取組みを進めている。

委員

- ・こども青少年相談窓口の設置について、保護者や関係機関への情報共有については、「子ども本人の了解を得ることとしている」と記載があるが、この点を詳しく説明していただきたい。

こども家庭支援課

- ・子ども単独相談と親子相談があり、親子同席の場合は別々の心理士が対応している。

- ・子どもが「親には言わないでほしい」と希望する場合でも、親や学校等の連携が必要な事案もある。その際には、子ども本人からしっかり意向を確認し、必要に応じて「伝えてもよいかどうか」の了解を得ることとしている。

委員

- ・この相談は親子同席の場合と、子どものみの場合があるということか。

こども家庭支援課

- ・そのとおりである。

委員

- ・相談窓口が多数存在し、わかりにくく印象がある。

こども家庭支援課

- ・現状でも数多くの窓口があり、相談内容に応じて分かれているが、こども家庭支援課に来ていただければ包括的な対応が可能である。
- ・案内や導線もわかりやすくなるよう、今後も改善を進めていきたい。

委員長

- ・この点についても論点であるが、国の制度自体がわかりにくく、縦割りや部分的な構造となっているため、子どもの分野では高齢者の地域包括支援センターのような統一的な拠点が各地区に存在していない現状である。
- ・制度や担当で分かれて整理がされていないので、利用者にわかりやすい形で整理し、周知する必要がある。
- ・例えば、愛らんど事業などの地域子育て支援拠点が今回の資料に記載されていないのは、担当が異なることが理由と思われる。愛らんどには保育士や助産師がおり、就学前児童を対象に様々な相談に応じるなど多様な機能を持っている。
- ・窓口のわかりにくさや、資料に列挙されていない施策の存在などについては、今後資料を補完し、利用者が見やすくなるよう努めるべきである。

委員

- ・女子中高生等がJKビジネスや街頭で声をかけられて性被害に遭うなどの被害が絶えない実態がある。
- ・こども青少年相談の対象は4～18歳とあるが、こうした被害について本人や保護者からの相談が寄せられているか伺いたい。

こども家庭支援課

- ・こども青少年相談では様々な相談が寄せられている。
- ・自殺未遂に関する学校側からの相談の場合には医療機関の情報提供や学校を通じて受診勧奨の支援も行っている。

委員

- ・相談窓口の役割や機能、そしてそのような事案も対象であることを含めて広く周知していただくことは非常に重要な視点でそれにより問題が大きくなる前に解決できる事例も増えるのではないかと考える。

委員長

- ・中・高生世代の相談窓口はこども青少年相談窓口が主であるが、他に相談窓口は存在するのか。

こども家庭支援課

- ・18歳までの対応はこども青少年相談窓口が中心である。
- ・学校現場での支援もあり、教育委員会支援教育課や保健所保健予防課とも連携をしている。
- ・今年度これら関係機関間で勉強会も実施し、連携の強化を図っているところである。

委員長

- ・高校生程度の年齢の子どもへの支援や相談対応はどこが担うのか。

こども家庭支援課

- ・当課から直接発信している窓口はないが、他部署や県の「かならいん」などの相談窓口がある。

委員長

- ・わかりづらい点は重要な課題であり、今後一層の周知や情報提供の拡充が必要である。

こども家庭支援課

- ・高校生など自殺未遂をするような、困難な問題を抱える女性について、学校からの相談を受けて精神保健の部署と連携し、支援をする予定である。
- ・県では家庭環境が悪く居場所がないなど、民間と連携して居場所となる施設等を設置しており、こうした情報提供も行う予定である。

委員長

- ・これは困難女性支援法に基づく女性支援センターといったものか。

こども家庭支援課

- ・そのとおりである。家庭内に居場所がなく帰れない女性等が日中過ごせる施設は最寄りであると逗子にある。

委員長

- ・これはこども福祉の施策に含まれるものであるのか。

こども家庭支援課

- ・県が行っている困難女性支援法に基づく施策の一環である。

委員

- ・県では「かながわ困難な問題を抱える女性等支援計画」を推進していると認識している。

こども家庭支援課

- ・県の支援計画に沿った事業である。

委員長

- ・多世代や多様な観点からの相談窓口の啓発と周知を図ることは重要な課題である。

委員

- ・子どもへの支援との関係において私が関わる事例では離婚の事例が多く、預け先がない等の理由で当事者が離婚調停や面会交流調停に子どもを連れてくることも多い。
- ・他方で、家庭裁判所の手続において、15歳以上の子は法律上意見表明権が強く、例えば離婚後の氏については、親権者が代理でするのではなく、子本人が決める事になっている。
- ・そのため、15歳以上の子は自ら手続きを行う必要があるが、その手続きは複雑で成人でも難しい内容である。このように、15歳以上の子については弁護士が代理人となる必要性が高いと言える。
- ・例えば、相談窓口においてある程度の年齢であれば親権の問題について子ども自身の意見を聞かなければならないが、市から神奈川県弁護士会などに子ども自身から相談があった場合の情報提供や相談窓口を繋げるような取組みはあるのか。

こども家庭支援課

- ・こども家庭支援センターでは、こども給付課の事業としてひとり親家庭支援を行っており、神奈川県弁護士会と連携して、月に1～2回弁護士離婚相談と、養育費相談を実施している。
- ・弁護士相談で来られた方はこども給付課の相談員が面会し、相談窓口を紹介するなどしている。

委員

- ・弁護士が親からの依頼を受けて活動する際に、ある程度の年齢の子どもとは利害関係が対立する恐れがある。そのため、親の代理人と子どもの代理人は同じ代理人ではなく、別々の弁護士をつけなくてはいけないと考える。
- ・その際に子どもに対して弁護士を紹介するという流れがあると良いのではないか。

委員長

- ・市の施策との関連ではどうか。

委員

- ・子どもが単独で相談に来て、法律相談をしたいとなったときに、弁護士会と市が連携してサポートを行わなければ、子どもが弁護士会に自発的に相談に行くといった行動をとることは難しい。
- ・子ども本人の自発的行動に任せるので困難なため、市としてサポート体制を構築していくことが望ましい。

委員長

- ・今の点は司法と関係者との連携になるが、特に離婚に関わることが多いかもしれません。
- ・司法関係、弁護士会との連携やその場合の子どもの意見をどうするか、事業評価シートに付け加えて記載していただきたい。

委員

- ・こども家庭相談事業について、物品配布は国事業がR6年廃止とあるが、詳しく説明していただきたい。

こども家庭支援課

- ・昨年度まで国の補助金を活用して実施していたが、国の方針で廃止された。
- ・家庭訪問のきっかけとして有効であったので、今後こども家庭庁の補助等を活用できないかも含め検討している。

委員長

- ・今年度は市費で継続しているということか。

こども家庭支援課

- ・現在は昨年度の在庫分で対応中であるが、不足したら財務課へ相談の上、対応を検討している。

委員

- ・大津等で民児協の主任児童委員が中心になってこども食堂を運営しているところがあるが、不要な品が届けられても困るという声もある。
- ・実際に家庭で必要なのは資料に記載されているようなおむつやミルク等である。
- ・なぜ支援がなくなるのか聞きたい。

委員長

- ・もともとの事業名称は何か。

こども家庭支援課

- ・事業名称は「子育て支援訪問事業」で、家庭訪問時に持参品を配ることを前提としている事業である。

こども家庭支援課

- ・例えば、多子世帯で就学準備が整っていない家庭には、学校指定の靴等、その家庭に必要な物品の支援も行っていた。

委員

- ・地域や関係機関等との連携について、久里浜地区社協と支え合い協議会による講演と不登校の座談会にアンガージュマンに担当していただき、多くの市民の方にご参加いただいた。
- ・福祉総務課地域力推進担当が同様の座談会をボランティアセンターで実施したが、市民の方の参加がほとんどなかった。アンガージュマンの講演の際に市側で参加者の聴き取り等のフォローがなく、その後のアプローチができなかったからだと思う。
- ・不登校の子どもが4人いる家庭の話であるが、研修会のあとで何かを買わせるようなことがあったようで、公的な研修会以外には参加しないといった話をしていることを聞いたことがある。

委員長

- ・様々な取組みの中で、しっかりしたものからそうでないものまであるということだと思う。

委員

- ・不登校の情報は学校から得られているのか。

こども家庭支援課

- ・家庭環境が要因の不登校の場合、学校や教育委員会とも連携して対応している。
- ・学校等への相談が難しい場合に保護者が当課に相談に来ることもある。

委員

- ・地域によっては子どもが少なくなっていることもあって、学校が統廃合し子どもがほとんどいない地域もある。
- ・離婚して女性が実家に戻るケースが多く、子どもがいる場合は地域での不登校の把握が難しい。このようなケースは不登校児童への支援は難しいのであろうか。
- ・昼間は高齢者と子どもの二人だけという家庭もある。
- ・啓発活動だけでは支援とならないので、学校と連携して対応してほしい。

こども家庭支援課

- ・学校へ送り出せない家庭に対しては、職員が登校支援を行うといった取組みもある。
- ・こうした支援により、子ども自身が学校を楽しめるようになり、登校準備がてきて通学できるようになるケースもある。

委員長

- ・学校等の支援も重要な観点であり、項目を立てて現状と課題を審議することにしたい。
- ・居場所支援について、この施策は新しい少子化対策・子育て支援策の大きな柱なので国も非常に力を入れている。
- ・資料には施策が記載されているが、子どもの居場所をどのように作っていくか、大きな施策方向で市でも案件とされているのではないか。この点をさらに議論していきたいと思う。
- ・こども食堂が一番大きい問題になっているかと思うが、久里浜では障害のある子どもへの支援団体としてすかすかいっぱい、他に子どもの夢サポートセンター、子どもと若者の図書館など、NPO 法人の多くが地域で積極的に支援をされている。
- ・市の支援や関わり方が十分でない印象があり、担当課ごとにバラバラに関わっているように感じられる。
- ・認知症カフェなど支援の乏しい分野があるように、子どもの分野でも同様の課題がある可能性がある。
- ・次回は今後の居場所づくり支援の見通しを資料に示し説明をいただきたい。
- ・要対協の話でネットワーク会議の事が資料にあるが、要対協はこの分野で非常に重要な役割を果たしており、地域関係者がどのように関わり、参加・連携しているかの実態を伺いたい。その中に課題があるのではないかと考えている。
- ・相談方法の点で、こども家庭センターの機能がどのようにしていくのか大きなポイントになる。その中でサポートプランは今どのようにになっているのか、個別の取組みを作っていくことがポイントとなる。
- ・地域資源の開拓として統括支援員が配置されているが、現在は母子保健分野での配置にとどまっており、こども家庭センターとしての展開をどうするかが重要論点となっている。この点も整理し、次回議論したい。
- ・今わかる範囲でサポートプランの関係や統括支援についてお聞かせいただきたい。

こども家庭支援課

- ・母子保健機能では、初めての訪問から母子健康手帳の交付、乳幼児健診、地区活動の中で支援が必要な方への訪問などで、保護者のご意向を確認しながらプランを作成している。
- ・令和 6 年度は母子保健・児童福祉あわせて 731 件のプランを作成した。
- ・統括支援員は今年度、地域健康課からこども家庭支援課に異動となり、母

子保健機能と児童福祉機能の両分野の併任で連携強化のための調整する役割を担っている。

- ・地域資源の開拓について、昨年度から会計年度任用職員を1名配置し、活動している。法令や地域情報を収集しつつ、毎月の会議に出席して横須賀市の子育て関連情報の整理を行っている。

委員長

- ・次回までに資料の準備をお願いしたい。

3 その他

(1) 人権意識調査について

- ・事務局より人権意識調査の状況及び人権施策推進指針改定についての説明を行った

委員長

- ・人権意識調査の回答率はどうか。

事務局

- ・今回はインターネット回答を導入したためか回答率はよく、他都市に比べても少し高かった。

委員長

- ・次回人権意識調査の結果を報告していただきたい。

(2) その他意見交換

委員

- ・先日、横須賀刑務所を見学した際、1人あたり一日の食費が450円であると聞いた。物価高のため食事はもやしばかりということも聞いた。

委員

- ・刑務所内の作業に応じて摂取カロリーは決まっているようである。

委員

- ・受刑者が調理していることや、一括仕入れなどのこともあることから単純に食材費だけで比較するのは難しい。

委員長

- ・子どもの関係でも物価高にどう対応するかといったことも議論になるかと思う。

- ・例えば、学校給食や保育所など給食が寂しいといったことはあると思う。

委員

- ・久里浜少年院では教育の一環として農作業を行い、その収穫物を地域の子ども食堂へ支援している。

委員

- ・不登校児の親からは「子どもが家にいると学校給食がないため、食費がかかる。」との声もある。
- ・子どもを置いて働くを得ない葛藤で涙する親もいる。
- ・フリースクールは教科ごとに費用がかかる状況でもある。
- ・放課後デイサービスは市事業で費用が抑えられているが、多様な子どもがいるため親御さんは不安を感じているのではないかと思う。

委員長

- ・こども食堂は市からの補助は無いが、様々な支援を受けている。ただし、こども食堂と銘打たない地域団体は支援が少なく困っているということも聞く。
- ・食事を毎日提供している団体は数えるほどであり、月に数回では十分な支援とは言い難いのではないかとも思う。

4 閉会